

3章 防災まちづくりの将来像と取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりを推進するためには、今後もハード・ソフトの両面から総合的に施策を展開し、リスクの回避・低減につとめるとともに、リスク分析の結果や課題を踏まえ、地域の災害リスクを認識し、地域住民と共有したうえで土地利用や居住の誘導を進めていくことが重要です。

本市の防災まちづくりの将来像については、総合計画や地域防災計画に基づくとともに、立地適正化計画の基本方針を踏まえて、以下のとおり定めます。

防災まちづくりの将来像

市民、企業、行政が共に地域の災害リスクを認識・共有し、基本目標達成のための施策を総合的に展開し、災害リスクの回避・低減につとめる、災害に強いまちづくりを推進する都市

(基本方針) : 都市計画マスタープランより

- ・ 被害を最小限にとどめる都市づくり
- ・ 災害時に迅速な対応のできる都市づくり

(基本目標) : 地域防災計画より

- ・ 災害に強い都市基盤整備の推進
- ・ 防災拠点機能の充実、強化
- ・ 災害情報の収集、発信機能の充実、強化
- ・ 自助、共助の促進による地域防災力の向上
- ・ 防災教育の充実
- ・ 防災組織、体制および訓練等の充実、強化
- ・ 避難支援機能の充実、強化
- ・ 災害時応援、受援体制の充実、強化

(2) 取組方針

災害の規模や発生する頻度に応じ、その課題も異なるため、まずはそれぞれのハザードに対する基本的な対応方針を示します。その上で地域の個別課題に対応したリスクを回避・低減するために必要な対策の取組方針を定めます。

●ハザードに対する基本的な対応方針

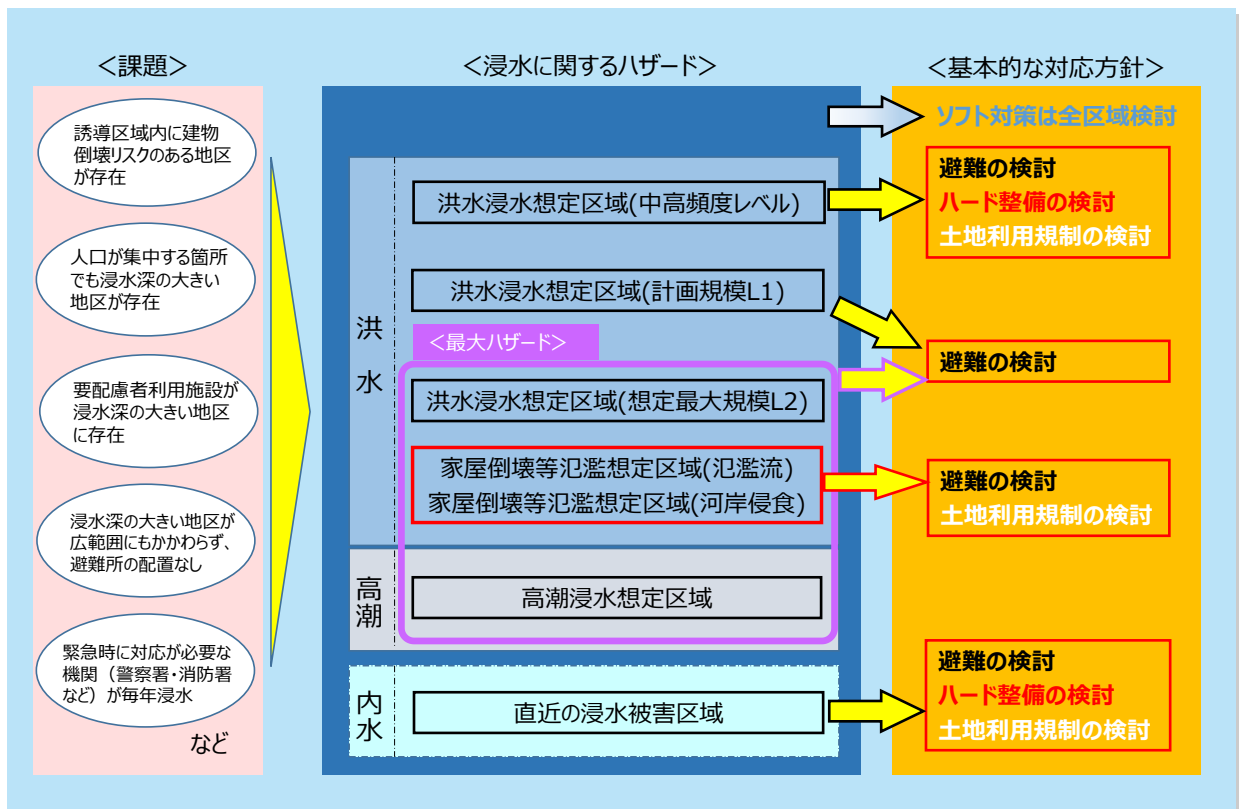
本市の最大ハザードでは、筑後川沿いに3m以上、場所によっては5m以上の浸水深が指定されており、その地域の多くの建築物において垂直避難が困難になっています。今後の河川整備等により浸水リスクは低減される見込みですが、整備には長期の期間を要するため、計画規模L1、想定最大規模L2、高潮のハザードについては、避難を主とした検討を行います。

ただし、最大ハザードのうち、最も危険とされる家屋倒壊等氾濫想定区域については、氾濫流や河岸侵食により家屋等が倒壊するおそれがあるため、避難の検討にあわせ土地利用規制の検討を行います。

中高頻度で発生する可能性がある洪水と雨水出水（内水）については、原則、河川改修等のハード整備を検討し、整備が完了するまでの期間は避難を主とした検討を行います。これらのハード整備で対応できない地域については、将来的に土地利用規制の検討もあわせて行います。

なお、雨水流出抑制等のソフト対策については、水災害のおそれがあるすべての地域を対象として検討します。

◇基本的な対応方針



●取組方針

取組方針については、地域における特有の課題に対応したものとするため、災害リスクの回避・低減を明確にした上で地域ごとに定めるものとします。

なお、各地域において定めた取組方針については、資料編（別冊）に掲載します。

◇取組方針の項目

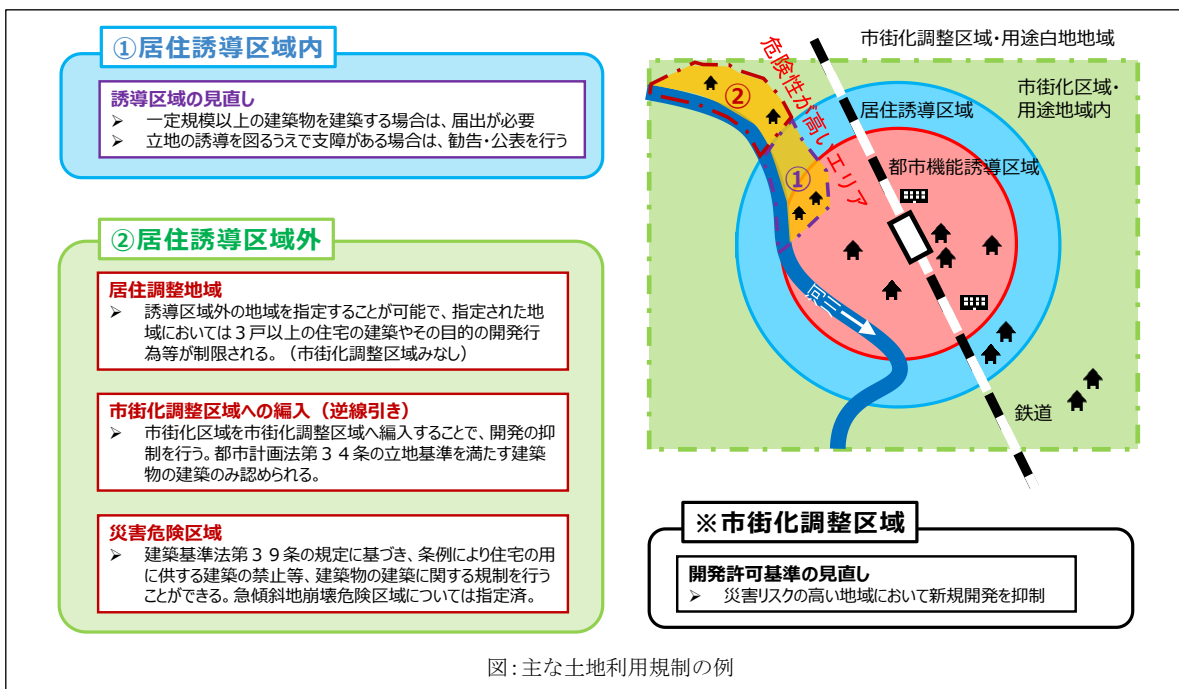
リスクの回避	災害ハザードエリアにおける立地規制・建築規制、ハザードエリアからの移転促進等、災害時に被害が発生しないようにするための取組方針
リスクの低減	災害ハザードエリアにおけるハード・ソフトの防災・減災対策等により、被害を軽減させるための取組方針

●土地利用規制における取組方針

基本的な対応方針のうち、ハード整備、ソフト対策、避難に関しては、防災部局や河川部局等が、既に所管の計画において取組方針を定め対策を講じているため、ここでは、土地利用規制に関する取組方針を示します。

本市は、各種生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう、人口密度を維持する区域として、居住誘導区域を設定しています。そのため、居住誘導区域の内外において取組を区分することとし、以下の取組方針を定めます。

- ① 居住誘導区域内については、災害のリスクが高い区域を居住誘導区域に含まないこととします。災害のリスクが高い区域については、土地利用の推移を見守り、必要に応じて以下の図に示す②居住誘導区域外として土地利用規制を検討します。
- ② 居住誘導区域外については、災害のリスクが高い区域において、居住を抑制するため、居住調整地域等の指定を検討します。



4章 取組と実施プログラム

(1) 取組と実施プログラム

地域ごとの取組方針に基づき、災害リスクの回避、低減に必要なハード、ソフト、土地利用の具体的な取組について記載します。また、本市による取組だけでなく、国、県、民間事業者等、他の主体による取組もあわせて明示します。

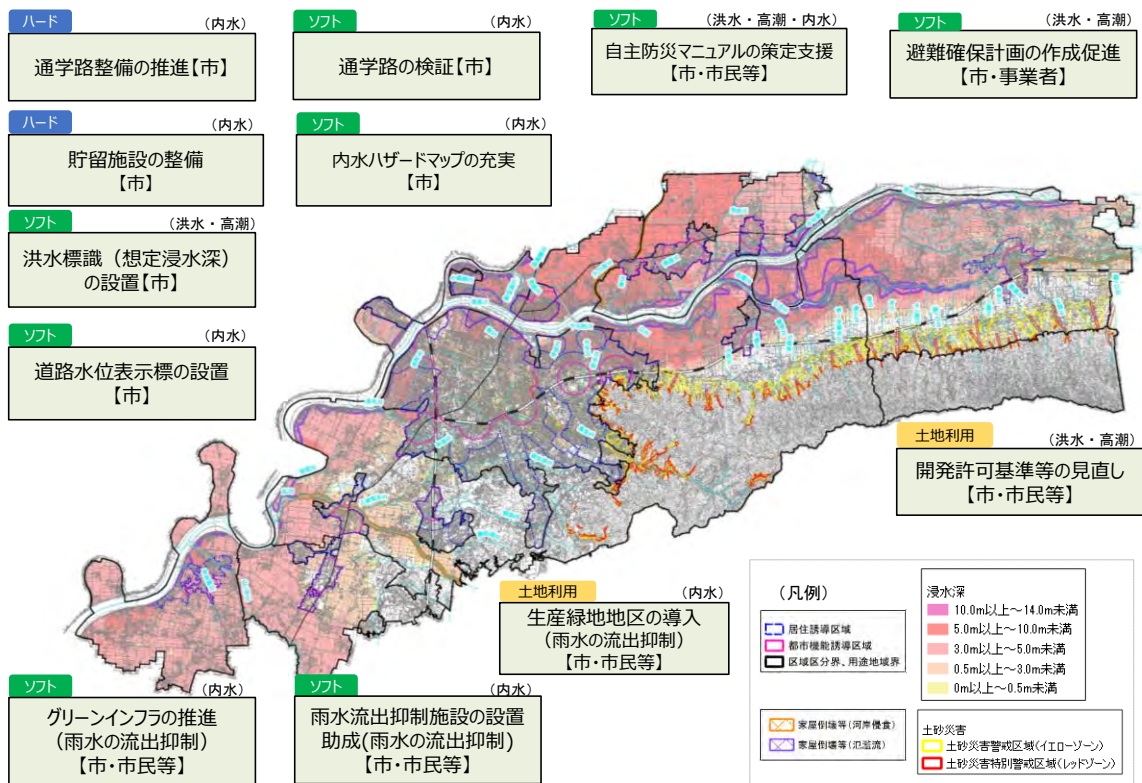
なお、取組については、必要に応じて随時追加・変更等を行います。

取組の実施にあたっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）に区分し、実施プログラムとして各取組のロードマップを定めます。

取りまとめについては、市全域と地域ごとに行います。

(2) 市全域における取組と実施プログラム

●取組(市全域)



●実施プログラム(市全域)

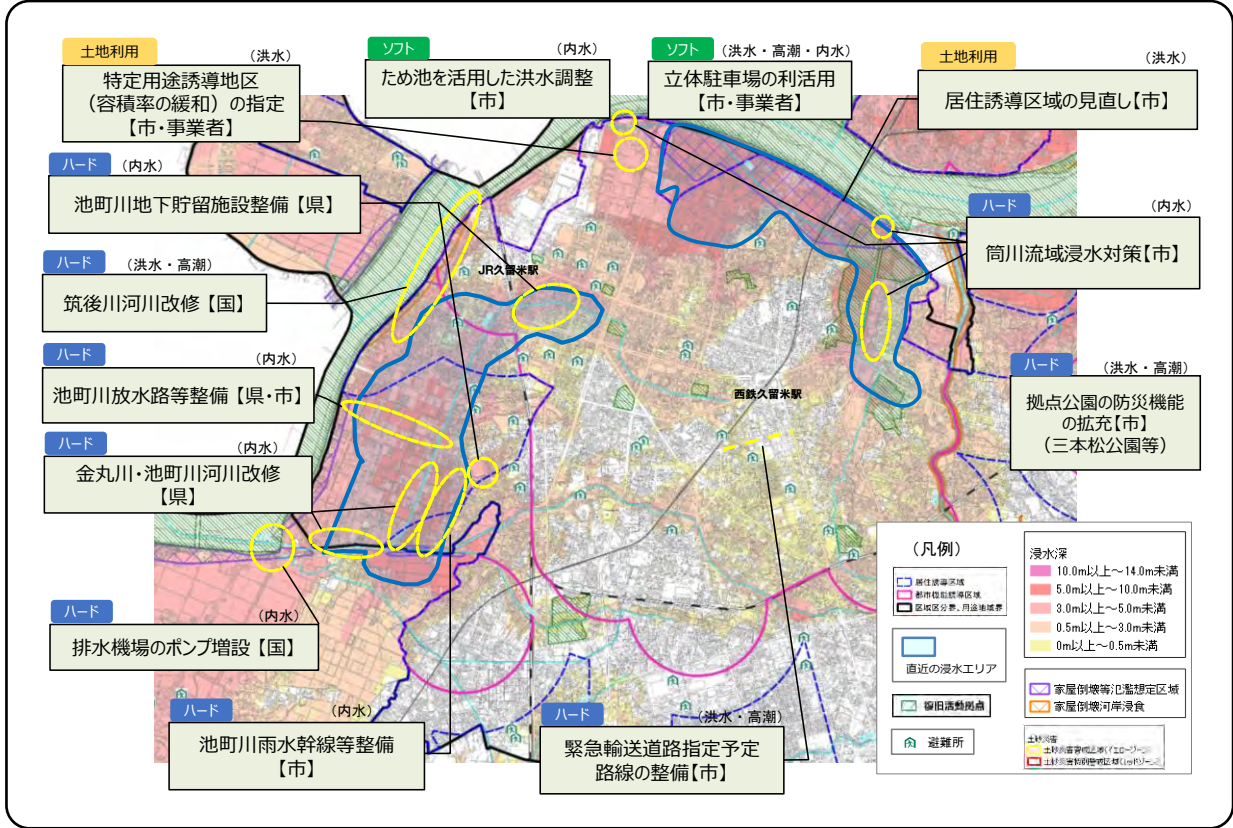
取組			実施主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク回避	土地利用 洪水・高潮	開発許可基準等の見直し 浸水リスクの高い地域の開発抑制を図るため、開発許可基準等を見直す	市 市民等	第1段		第2段
	土地利用 内水	生産緑地地区の導入 農地等の保水機能の維持を図るため、居住誘導区域外であり一定の要件を満たす土地を生産緑地法に基づき指定する	市 市民等			
リスク低減	ハード 内水	通学路整備の推進 通学路の整備を推進する(転落防止柵の設置等)	市			
	ハード 内水	貯留施設の整備 利水機能の無くなった、ため池を活用し、貯留施設として整備を行い、浸水被害の軽減を図る	市			
	ソフト 内水	通学路の検証 通学路のうち、短時間での浸水が懸念される危険個所の検証を行う	市			
	ソフト 内水	内水ハザードマップの充実 内水ハザードマップの作成を強化し、身近に起こる浸水リスクの周知を図る	市			
	ソフト 洪水・高潮	洪水標識(想定浸水深)の設置 住民の水害に対する危機意識の醸成を図るため、市内各所に洪水標識(想定浸水深)を設置し、浸水リスクの周知を図る	市			
	ソフト 内水	道路水位表示標の設置 冠水時の水位を確認できる表示標を、内水被害が生じているエリア内の主要路線の道路施設等に設置。通行者等に浸水リスクの周知を図る	市			
	ソフト 内水	雨水流出抑制施設の設置助成 家屋等への雨水貯留タンク設置に要する費用の一部を助成し、雨水流出抑制を図る	市 市民等			
	ソフト 内水	グリーンインフラの推進 緑を活かし、保水機能を有する都市空間の形成を図るため、公園緑地や公共地の緑化整備及び民有地緑化に対する助成を行う	市 市民等			
	ソフト 洪水・高潮 内水	自主防災マニュアルの策定支援 自主防災マニュアルの策定支援を行い、自主防災組織による自発的な防災訓練等の支援を行う	市 市民等			
	ソフト 洪水・高潮	避難確保計画の作成促進 浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を強化する	市 事業者			

(3) 各地域における取組と実施プログラム

(1) 中心拠点地区

●取組

主な河川流域：筑後川・筒川・池町川・金丸川・高良川



●実施プログラム

取組			実施主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 洪水	居住誘導区域の見直し 災害のリスクが高い区域を居住誘導区域に含まないこととする	市	本改定とあわせて実施		
	土地利用 洪水	特定用途誘導地区 (容積率の緩和) の指定 都市機能誘導区域内の誘導施設 (高次医療施設) において、高度利用を促進し、備蓄体制の強化等を行うことで、災害時における医療体制の確保を図る	市 事業者	→		

1章 防災指針とは

2章 災害リスク分析と見える化

3章 防災まちづくりの将来像と取組方針

4章 取組と実施プログラム

5章 目標値

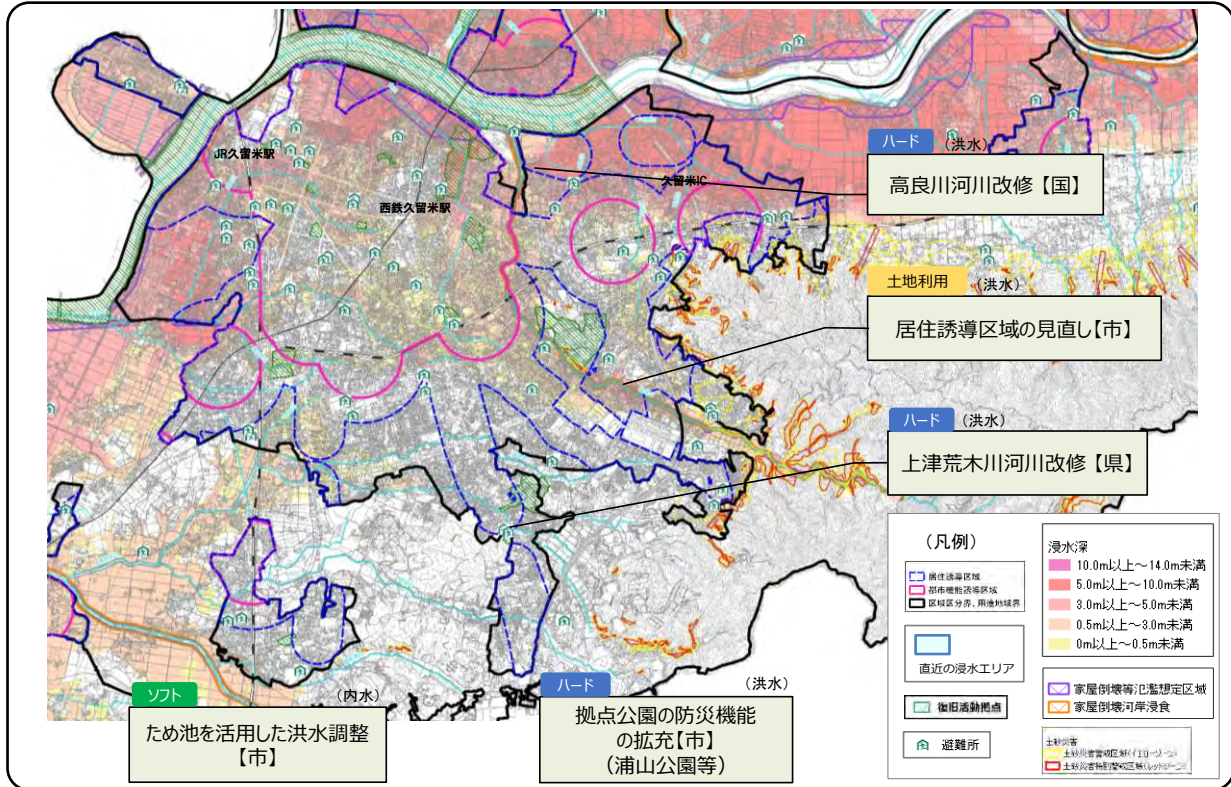
●実施プログラム

		取 組	実施 主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リ ス ク 低 減	ハード 内水	排水機場のポンプ増設 古賀坂排水機場のポンプを増設することにより、金丸川から筑後川への水門閉鎖時の排水能力を高め、浸水被害の軽減を図る	国	→		
	ハード 内水	池町川放水路等整備 池町川放水路及び筑後川への吐口に排水機場を整備し、池町川の排水能力を高め、浸水被害の軽減を図る	県・市	→		
	ハード 内水	池町川地下貯留施設の整備 地下に貯留施設を整備し、池町川の洪水調節を行い、浸水被害の軽減を図る	県	→		
	ハード 内水	金丸川・池町川河川改修 パラペット等の特殊堤による嵩上げを行い、河川からの溢水を防止し、浸水被害の軽減を図る	県	→		
	ハード 内水	池町川雨水幹線等整備 池町川雨水幹線等の整備を行い、浸水被害の軽減を図る	市	→		
	ハード 洪水・高潮	筑後川河川改修 筑後川水系河川整備計画に基づき、河川改修等を行い、治水安全度を高める	国	→		
	ハード 内水	筒川流域浸水対策 筒川流域における、河川改修、ポンプ増設等の整備を行い、浸水被害の軽減を図る	市	→		
	ハード 洪水・高潮	地域の拠点公園の防災機能の拡充 災害発生時、地域の復旧活動等の拠点となる都市公園（中央公園、津福公園、東町公園、小頭町公園、三本松公園、両替町公園、京町第2公園、諏訪野町公園、高山公園、野中公園等）の防災機能拡充を推進する	市	→		
	ハード 洪水・高潮	緊急輸送道路指定予定路線の整備 緊急輸送道路指定予定路線の早期整備を推進する（東櫛原町本町線）	市	→		
	ソフト 内水	ため池を活用した洪水調整 ため池を洪水調節池として活用することにより、下流域への雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減を図る	市	→		
ソフト 洪水・高潮 ・内水	立体駐車場の利活用 車を主とした避難および車の避難場所として、民間施設を含む自走式立体駐車場利活用への協力体制の構築を行う	市 事業者	→			

(2) 中心拠点広域地区(中心拠点除く)

● 取組

主な河川流域： 筑後川・高良川・桃太郎川・上津荒木川・野添川



● 実施プログラム

取組			実施主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク回避	土地利用 洪水	居住誘導区域の見直し	市	本改定とあわせて実施		
		災害のリスクが高い区域を居住誘導区域に含まないこととする				
リスク低減	ハード 洪水	高良川河川改修	国	→		
		上津荒木川河川改修	県	→		
	ハード 洪水	地域の拠点公園の防災機能の拡充	市	→		
		災害発生時、地域の復旧活動等の拠点となる都市公園(浦山公園等)の防災機能拡充を推進する		→		
ソフト 内水	ため池を活用した洪水調整	市	→			
		ため池を洪水調節池として活用することにより、下流域への雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減を図る		→		

1章 防災指針とは

2章 災害リスク分析と見える化

3章 防災まちづくりの将来像と取組方針

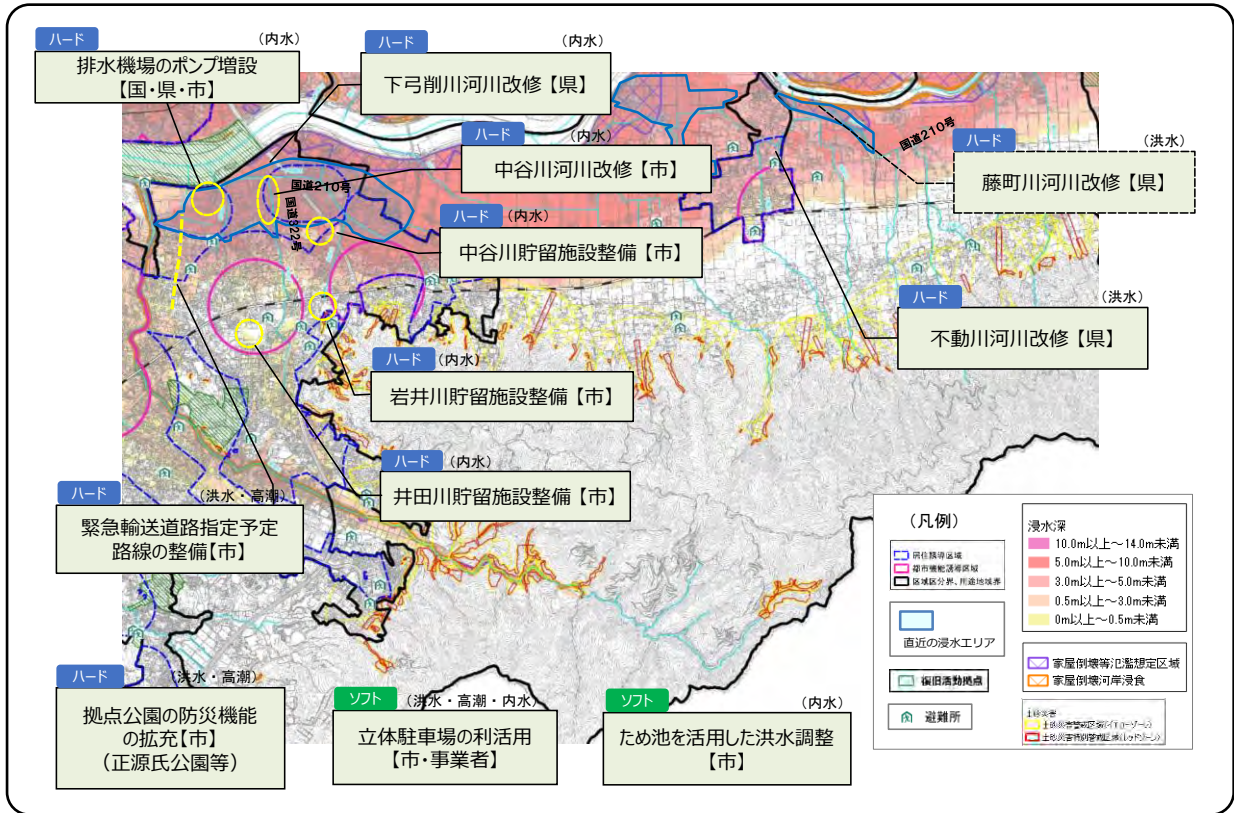
4章 取組と実施プログラム

5章 目標値

(3) 東部地区(久留米IC周辺・善導寺など)

●取組

主な河川流域： 筑後川・下弓削川・井田川・中谷川・岩井川・江川・不動川・藤町川



●実施プログラム

取組			実施主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク低減	ハード 内水	排水機場のポンプ増設	国・ 市	→		
	ハード 内水	下弓削川河川改修	県	→		
	ハード 内水	中谷川河川改修	市	→		
	ハード 内水	中谷川貯留施設整備	市	→		

●実施プログラム

取 組			実施 主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク 低減	ハード 内水	井田川貯留施設整備	市	→		
		久留米大学学校グラウンドのスペースを活用し、流域貯留施設の整備を行い、浸水被害の軽減を図る				
	ハード 内水	岩井川貯留施設整備	市	→		
		利水機能がなくなった旗崎池を活用し、流域貯留施設の整備を行い、浸水被害の軽減を図る				
	ハード 洪水	不動川河川改修	県	→	→	
		堤防・護岸整備等の河川改修を行い、浸水被害の軽減を図る				
	ハード 洪水	藤町川河川改修	県	→	→	
		堤防・護岸整備等の河川改修を行い、浸水被害の軽減を図る				
ハード 洪水・高潮	地域の拠点公園の防災機能の拡充	市	→	→	→	
	災害発生時、地域の復旧活動等の拠点となる都市公園（正源氏公園等）の防災機能拡充を推進する					
ハード 洪水・高潮	緊急輸送道路指定予定路線の整備	市	→	→	→	
	緊急輸送道路指定予定路線の早期整備を推進する（合川町津福今町線）					
ソフト 内水	ため池を活用した洪水調整	市	→	→	→	
	ため池を洪水調節池として活用することにより、下流域への雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減を図る					
ソフト 洪水・高潮 ・内水	立体駐車場の利活用	市 事業者	→	→	→	
	車を主とした避難および車の避難場所として、民間施設を含む自走式立体駐車場利活用への協力体制の構築を行う					

1章 防災指針とは

2章 災害リスク分析と見える化

3章 防災まちづくりの将来像と取組方針

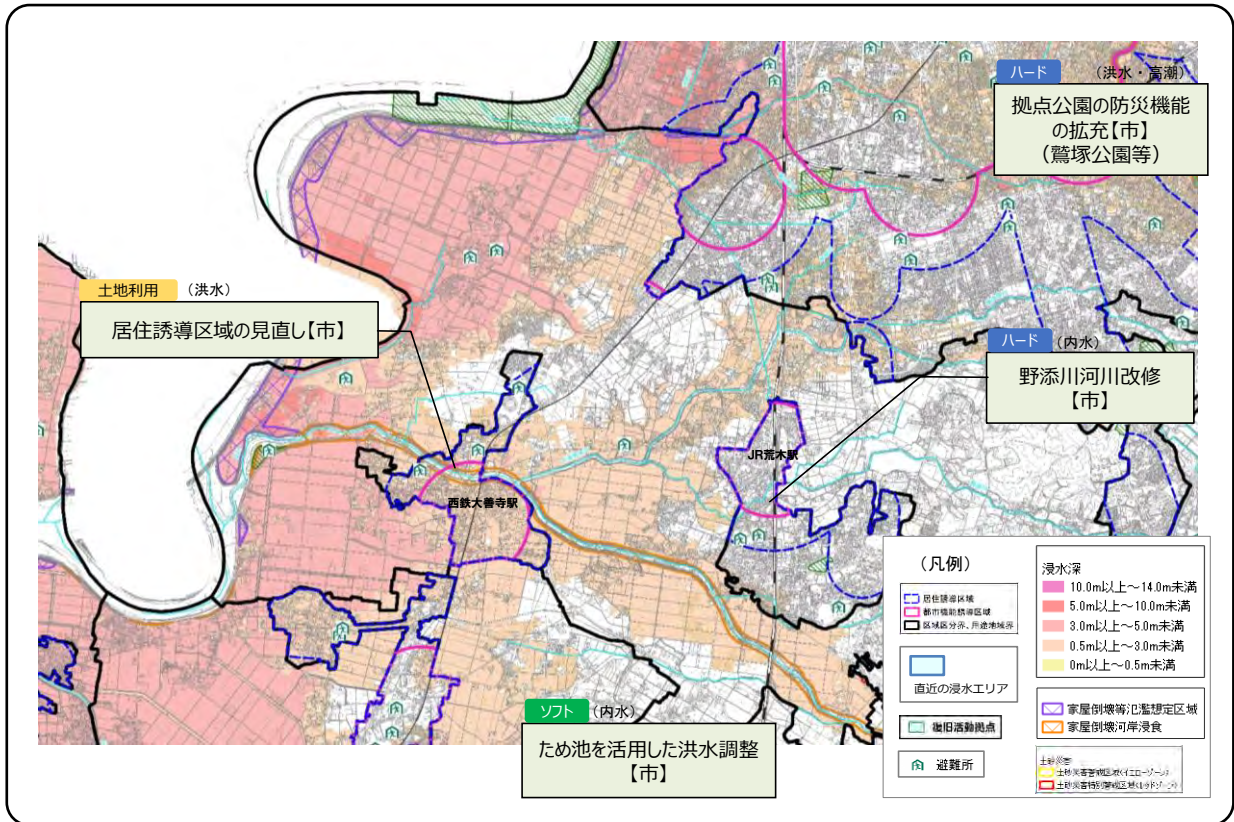
4章 取組と実施プログラム

5章 目標値

(4) 西部地区(大善寺・荒木など)

●取組

主な河川流域：筑後川・広川・野添川・上津荒木川



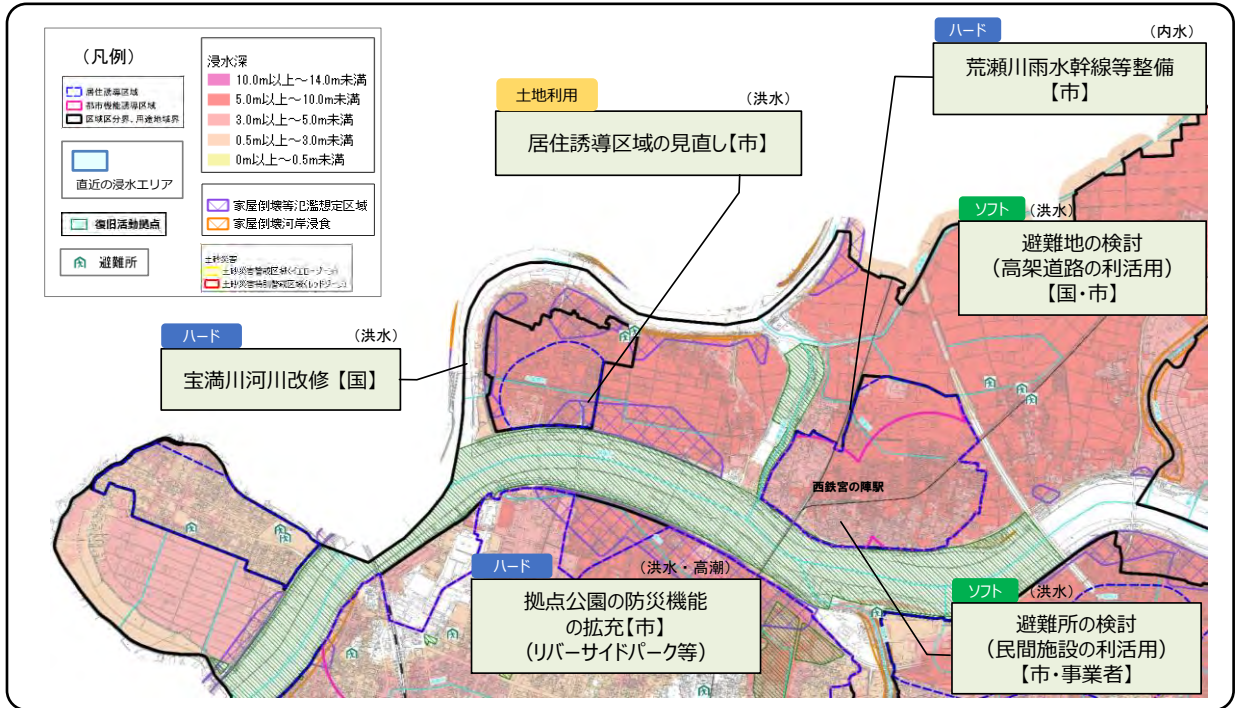
●実施プログラム

取組			実施主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 洪水	居住誘導区域の見直し	市	本改定とあわせて実施		
		災害のリスクが高い区域を居住誘導区域に含まないこととする				
リスク低減	ハード 内水	野添川河川改修	市	→		
		河川改修等を行い、治水安全度を高める				
	ハード 洪水・高潮	地域の拠点公園の防災機能の拡充	市	→		
		災害発生時、地域の復旧活動等の拠点となる都市公園(鷲塚公園等)の防災機能拡充を推進する				
ソフト 内水	ため池を活用した洪水調整	市	→			
		ため池を洪水調節池として活用することにより、下流域への雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減を図る				

(5) 北部地区(宮ノ陣・長門石・小森野)

●取組

主な河川流域：筑後川・宝満川・新宝満川・小森野川・荒瀬川



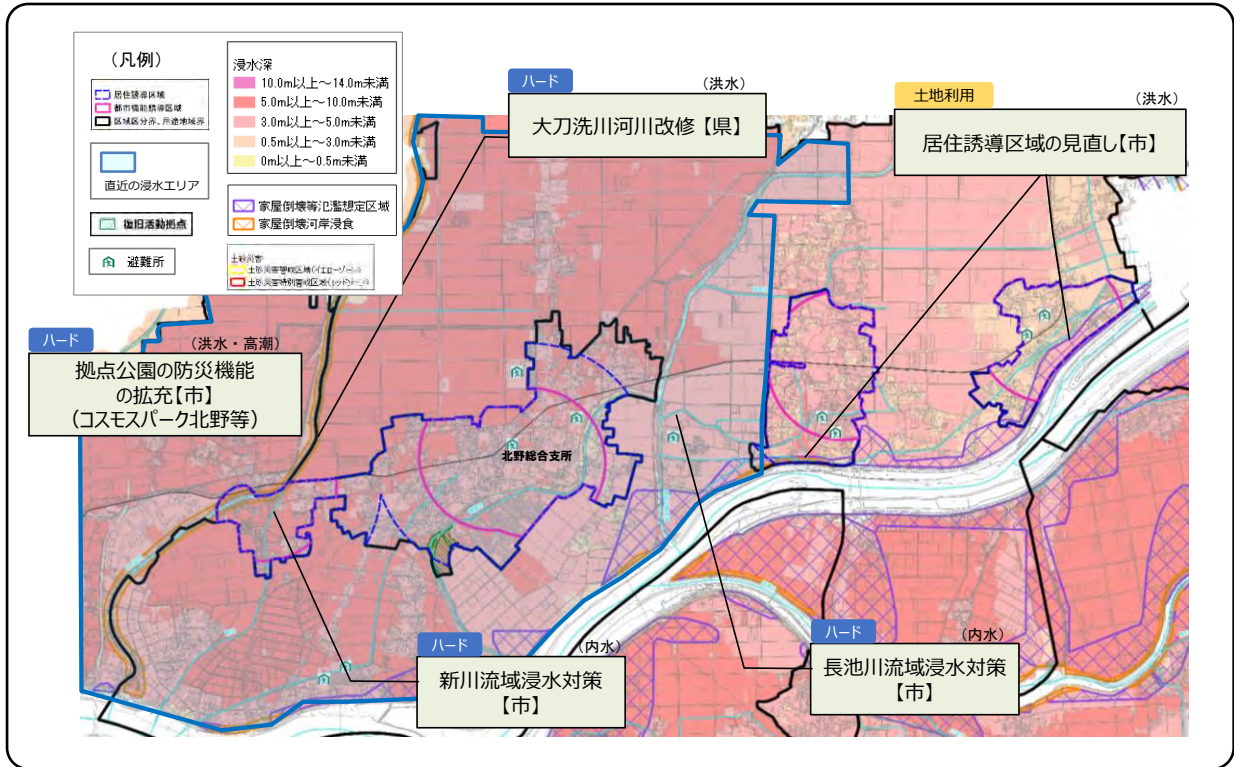
●実施プログラム

取組			実施主体	実施時期の目標			
方針	対策	内容		短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク回避	土地利用 洪水	居住誘導区域の見直し	市	本改定とあわせて実施			
		災害のリスクが高い区域を居住誘導区域に含まないこととする					
リスク低減	ハード 洪水	宝満川河川改修	国	→			
	ハード 内水	荒瀬川雨水幹線等整備		市	→		
	ハード 洪水・高潮	地域の拠点公園の防災機能の拡充	市	→			
	ソフト 洪水	避難地の検討(高架道路の利活用)		市 国	→		
	ソフト 洪水	避難所の検討(民間施設の利活用)			市 事業者	→	

(6) 北部地区(北野)

● 取組

主な河川流域： 筑後川・陣屋川・大刀洗川・新川・長池川



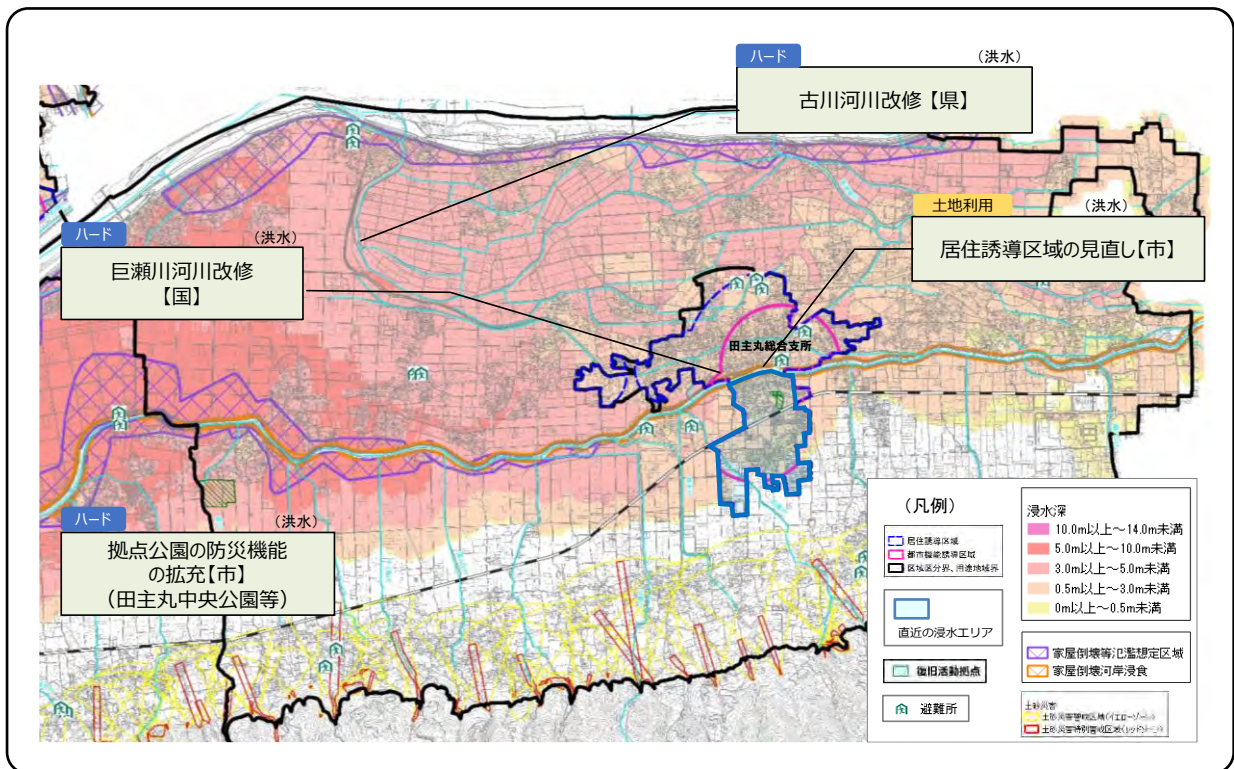
● 実施プログラム

取組			実施主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 洪水	居住誘導区域の見直し	市	本改定とあわせて実施		
		災害のリスクが高い区域を居住誘導区域に含まないこととする				
リスク低減	ハード 洪水	大刀洗川河川改修	県		→	
	ハード 内水	新川流域浸水対策			→	
	ハード 内水	長池川流域浸水対策			→	
	ハード 洪水・高潮	地域の拠点公園の防災機能の拡充			→	

(7) 東部地区(田主丸)

●取組

主な河川流域：筑後川、巨瀬川、古川



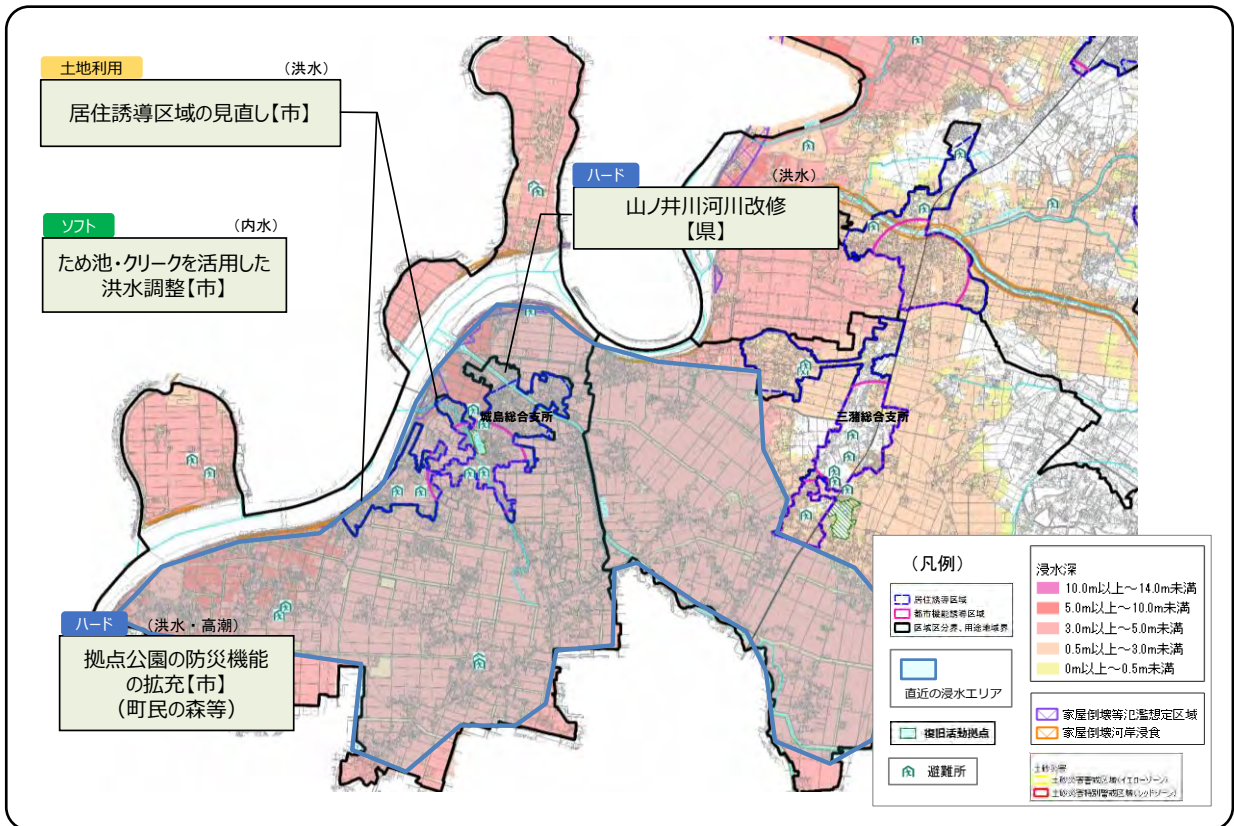
●実施プログラム

取組			実施主体	実施時期の目標		
方針	対策	内容		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスク回避	土地利用 洪水	居住誘導区域の見直し 災害のリスクが高い区域を居住誘導区域に含まないこととする	市	本改定とあわせて実施		
リスク低減	ハード 洪水	巨瀬川河川改修 筑後川水系河川整備計画に基づき、河川改修等を行い、治水安全度を高める	国	→		
	ハード 洪水	古川河川改修 堤防・護岸整備等の河川改修を行い、浸水被害の軽減を図る	県	→		
	ハード 洪水	地域の拠点公園の防災機能の拡充 災害発生時、地域の復旧活動等の拠点となる都市公園（田主丸中央公園等）の防災機能拡充を推進する	市	→		

(8)西部地区(城島・三潁)

●取組

主な河川流域：筑後川、山ノ井川、宇田貴川



●実施プログラム

取組			実施主体	実施時期の目標			
方針	対策	内容		短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク回避	土地利用 洪水	居住誘導区域の見直し	市	本改定とあわせて実施			
		災害のリスクが高い区域を居住誘導区域に含まないこととする					
リスク低減	ハード 洪水・高潮	山ノ井川河川改修	県	→			
		地域の拠点公園の防災機能の拡充			市	→	
		災害発生時、地域の復旧活動等の拠点となる都市公園(町民の森、水沼の里2000年記念の森等)の防災機能拡充を推進する					
	ソフト 内水	ため池・クリークを活用した洪水調整	市	→			
		ため池・クリークを活用して雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減を図る					

5章 目標値

(1) 目標値（防災指針）

久留米市立地適正化計画の実現を図るために、「防災指針」における目標値を、以下の通り設定します。（再掲）

目標4 自主防災マニュアルの策定率（％）

防災指針

基準値：50%
（令和3年(2021年)）



目標値：100%
（令和7年(2025年)）

目標5 内水ハザードマップ（道路冠水注意マップ除く）の整備率（％）

防災指針

基準値：—
（令和3年(2021年)）



目標値：100%
（令和7年(2025年)）

目標6 洪水標識の設置率（％）

防災指針

基準値：—
（令和3年(2021年)）



目標値：100%
（令和7年(2025年)）

【巻末資料】 用語の解説

用語	解説
溢水	水があふれ出ること。堤防を越えて水がこぼれること
雨水出水（内水）	排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設及び河川その他の公共の水域に雨水を排水できないとこにより発生する浸水のこと
河川整備基本方針	河川管理者（一級水系は国土交通大臣、二級水系は都道府県知事）が、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述したもの
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定される区域で、急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされている区域
グリーンインフラ	自然の持つ多様な機能を活用したインフラや土地利用を推進する概念。環境保全に留まらず、防災・減災や地域振興といった要素の重なる部分を、自然の機能を活用したインフラである、グリーンインフラが担う。都市部のヒートアイランド対策や雨水の貯留効果、さらに地域に住む人の癒しや賑わいを生むきっかけとして期待されている屋上緑化や芝生を空地に植えることは、グリーンインフラの一つである
洪水予報河川	流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川
災害イエローゾーン	土砂災害警戒区域、浸水想定区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波災害警戒区域などの区域のこと
災害危険区域	建築基準法第 39 条の規定に基づき、地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる区域
災害ハザードエリア	法律上の用語ではなく通称。災害レッドゾーンと災害イエローゾーンとをあわせたもの
災害レッドゾーン	災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の 4 つの区域のこと
浸水ハザードエリア	浸水ハザードエリアとは、洪水、雨水出水（内水）、高潮、津波に関する、法令に基づく浸水想定区域（津波は浸水想定）のこと。洪水、雨水出水（内水）、高潮は、「水防法」に基づき想定最大規模（L2）の浸水想定区域が指定されている。洪水については想定最大規模（L2）のほか、計画規模（L1）の洪水に関する浸水想定区域も公表されている。また、浸水深に関する情報の他、例えば洪水については、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域が併せて公表されている

用語	解説
地すべり防止区域	地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされている区域
水位周知河川	洪水予報指定河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、特別警戒水位（氾濫危険水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川
段丘面	治水地形分類図における、低地からの比高が1m以上の比較的平坦な面
治水地形分類図	治水対策を進めることを目的に、国が管理する河川の流域のうち平野部を対象として、扇状地、自然堤防、旧河道、後背湿地などの詳細な地形分類及び河川工作物等が盛り込まれた地図
特殊堤	堤防は土を盛りたてるものが一般的であるが、特別な事情があり、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造した堤防
特定用途誘導地区	立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域、容積率の最高限度、必要に応じて、容積率の最低限度、建築面積の最低限度及び高さの最高限度を定める地区
土砂災害警戒区域	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域
土砂災害特別警戒区域	避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域
ハザードマップ	一般的には自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの
パラペット	波やしぶきが堤内側に入り込むのを防ぐために、堤体の天端上に突出した構造物のこと
要配慮者利用施設	水防法に規定する要配慮者利用施設として、久留米市地域防災計画には浸水想定区域内に立地する高齢者や障害者、幼児等が利用する施設のうち次のような用途のものを位置付けている <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉施設及び介護福祉施設 ・ 障害児・者施設 ・ 児童福祉施設等 ・ 医療施設 ・ 教育施設 ・ その他（総合福祉会館、福祉センター）
利水	河川や河川に伴う遊水地、湖沼などから水を引き、その水を利用すること
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方



防災指針

(久留米市立地適正化計画)

久留米市 都市建設部 都市計画課
〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3
電話 0942-30-9083 ファクス 0942-30-9714

表紙写真提供：NPO法人筑後川流域連携倶楽部